

令和 7 年第 9 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）午後 2 時 0 0 分

場 所 市役所 5 階 正庁

2. 会議構成人員（34 名）

出席農業委員（17 名）

欠席農業委員（2 名）

出席農地利用最適化推進委員（17 名）

欠席農地利用最適化推進委員（2 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第9回白河市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議題につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が6件、白河市農業振興地域整備計画の変更関係が1件、合わせて9件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和7年9月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1その2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、9月21日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下に現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをしましたが、内容に相違ないということですので、また今回の申請による農地への影響は特に問題はないかと思います。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る9月21日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和7年9月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、5ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 その1について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る9月25日、委員と被設定人の担当者、そして設定人の4名で現状調査しました。

日照の問題もなく、排水の問題もない、そして土砂等の流出もないと確認してきましたので、皆様のご審議のほどよろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局に説明させます。

事務局 それでは、10ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 その2について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る25日、委員と現地調査を行いました。譲渡人と、電話で確認をいたしました。申請内容に間違いはないということです。しかし、現地調査の立会人は時間の都合上立会いできませんとのことで、譲受人代表役員の父親と譲受人の代表1名が立ち会ってくれました。

現地は寺の参道のすぐ脇でありまして、地目は畑となっておりますが、雑草地でありました。周りには農地はなく、墓地と雑草地が少しあるだけで民家は離れておりまして、駐車場にしても何ら問題はないと思います。皆様方のご審議のほどよろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その3について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 本件につきましては、9月24日に、委員とともに、設定人、被設定人の担当者、また双方の代理人立会いの下、現地を確認いたしました。その結果、申請内容、現地ともに問題ないと判断いたしました。皆様のご承認をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、20ページをご覧ください。

農地法第5条その4、一時転用事業について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その4について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきましては、先週26日、委員と現地立会いたしました。なお、設定人は都合により行政書士、それから被設定人が現地入り、詳しい説明を受けました。申請内容についてお聞きしましたところ、工事内容ということで、また周辺農地への影響もない

と思われますので、皆さんの審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 25ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その5について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 本件につきましては、9月24日、地区担当の支援員とともに、双方の代理人であります行政書士立会いの下、現地確認を行いました。申請内容について変更ございませんでした。現地の、現在通行とかしてまいりましたが、通学路のほうから北のほうへ位置しているんですが、ここを駐車場にすることで県道側が平地になって、安全面に関してもいいことと判断できました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議いたします。

事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、30ページをご覧ください。

農地法第5条その6について説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その6について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 9 月 22 日、委員と現地調査を行いました。譲渡人が郡山のため、あと譲受人の担当者が時間が合わないため、電話で確認をしました。申し内容に間違いがないということです。今回の依頼について、周辺農地の影響は特にないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 6 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 号

会 長 次に、議案第 3 号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 3 号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項及び同法施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので審議するものとする。

令和 7 年 9 月 30 日提出。会長大戸文治。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更その 1 について事務局に説明させます。

事 務 局 それでは、36 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その 1。

【その 1 朗読】

変更その 1 について審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 当案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

8 月 29 日総会後、運営委員会を開催し、意見の集約を図ったところであります。この結果につきまして、運営委員を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 白河農業振興地域整備計画の変更につきましては、8 月 29 日総会後、運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域の編入 1 件について意見の集約を行いました。その結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、意見書を市に提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本会議に提出されました議案の審議が終了いたしました。

そのほか、皆様から何かご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局のほうから。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

まだまだ暑い日が続いておりますが、例年ですと9月の末でクールビズが終わりますが、白河市においては今年の10月31日までとなっていますので、次回の総会までクールビズで対応させていただきたいと思います。

最後になりますが、次回総会、10月31日金曜日、午後2時よりここ正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかに意見がなければ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 意見がなければ、これをもちまして、令和7年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時 49分）
